

中央防災会議
「東南海、南海地震等に関する専門調査会」
(第14回)

東南海・南海地震防災対策推進地域の
指定基準について

平成15年9月17日
中央防災会議事務局

東南海・南海地震防災対策推進地域の指定について

(1) 推進地域についての考え方

1 . 東南海・南海地震防災対策推進地域 (推進地域) の定義

東南海・南海地震が発生した場合に著しい地震災害が生ずるおそれがあるため、地震防災対策を推進する必要がある地域」

(東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法 第 3 条)

「著しい地震災害」について

地震動により直接的に生ずる各種の被害 (建築物や施設の倒壊、山崩れ等により生ずる人的被害)、地震に伴い発生する津波により生ずる流失被害、地震動に伴い生ずる 2 次災害である火災、爆発等により生ずる焼失被害等その地震により生ずる蓋然性の高い各種の被害を人的・物的両面から総合的に勘案して著しいかどうか判断することとなる (「 詳細 大規模地震対策特別措置法 」 より抜粋)

2 . 「推進地域」指定にあたっての基本的考え

我が国における通常の地震防災対策については、地震はどこでも発生するおそれがあるという考え方のもとに制定された地震防災対策特別措置法に基づき、都道府県知事が地震防災緊急事業五箇年計画を作成し、これに基づき各都道府県が地震防災施設の整備等を推進し、国も必要な支援等を行うこととなっている。

推進地域は、このような通常の地震防災対策についての枠組みを前提とした上で、以下のような必要性から指定されるべきものとする。

今世紀前半にも発生が懸念される東南海・南海地震は、極めて広域かつ甚大な被害を発生させる地震である。こうした被害を軽減するためには、防災施設整備等の予防対策や広域的応急活動対策を、大きな被害発生が想定される地域全体を見据えて体系的に検討・実施する必要がある。

人命にかかわる甚大な被害発生が想定され、その軽減が特に重要な地域について、そのための地震防災施設の整備や津波からの避難計画の作成等、防災対策をより一層推進する必要がある。

3.対象とする地震

南海トラフ沿いの地震は、これまで駿河湾から土佐湾沖周辺までの地域の震源域で幾つかのパターンで発生している。

想定東海地震についてはすぐにでも発生するおそれがある。一方、今世紀前半にも発生が懸念される東南海・南海地震対策においては、この震源域を除く東南海・南海地震が発生する場合の備えについて検討・確立するものでありこのパターンの地震を対象とする。このような趣旨から、この検討の中には、東南海地震や南海地震が単独で発生する場合、東南海・南海地震が同時に発生する場合、それらが時間差を持って発生する場合を含む。

なお、今後相当期間東海地震が発生しなかった場合には、想定東海地震と東南海地震等との同時発生の可能性も生じてくると考えられるため、10年程度後には、これらの関係について再検討し、必要に応じ推進地域の見直しを実施することが必要になると考える。

本専門調査会において、宝永地震や安政東海地震と同様の発生の仕方をした場合の被害想定等についても検討している。これは、今後各防災関係機関が防災対策の具体的内容を検討するに際し、東海地震が単独で発生せず、将来、東南海地震等と連動するケースも念頭におくべきという意味合いから参考として行ったものであり、当面の推進地域についての検討対象とはしない。

東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法 第2条第1項

この法律において「東南海・南海地震」とは、遠州灘西部から熊野灘及び紀伊半島の南側の海域を経て土佐湾までの地域並びにその周辺の地域における地殻の境界を震源とする大規模な地震をいう

4.東海地震の地震防災対策強化地域との関係

「推進地域」と「強化地域」の関係

東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法には、地震予知（前兆現象の把握と評価）の可能性と緊急時の体制が整った場合には、推進地域は大規模地震対策特別措置法に基づく強化地域に移行する」ことを想定した規定がある。

このため、両者の指定の考え方は整合性が取れたものであることが望ましい。

東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第4条

（略）東南海・南海地震に関する観測及び測量のための施設等の整備が図られ、並びに東南海・南海地震の発生の予知に資する科学技術の水準が向上することにより（略）推進地域の指定を受けた地域が大規模地震対策特別措置法第3条第1項の規定による（略）地震防災対策強化地域の指定を受けることとなったとき（略）

「推進地域」と「強化地域」の重複について

東海地震による揺れや津波と東南海・南海地震による揺れや津波の状況は、地域により異なる。

防災対策は、防災施設整備等のハード対策であれ避難等のソフト対策であれ、それぞれの地震による現象に備えて計画する必要があるため、推進地域と強化地域は重複する場合がある。

(2)震度に関する基準について

1.基本とする震度分布

震度分布については、過去の地震による被害の分布を再現できるようなモデルを作成し強震波形計算で行ったが、この手法では局所的に地震動が大きくなるような特殊な地下構造を持つような地域などにおいて、過去の震度分布を再現することが困難なところが現れる。このようなところでは、経験的手法を用いるなどして、可能な限り過去の被害の分布を再現した震度分布を作成した。

2.震度と被害との関係

図 1は、阪神・淡路大震災等における震度と実際の木造建物被害との関係を表したものである。新築年木造家屋については、全壊率は高くないものの震度 6弱から全壊がみられ、旧築年木造家屋については震度 6弱からある程度の全壊率となっている。図 2は、非木造家屋の被害を表したものであるが、非木造家屋についても震度 6弱から全壊がみられる。これらから、人的な被害についても震度 6弱から大きくなるものと考えられる。

また、表 1からも、震度 6弱程度から土木構造物も著しい被害が発生する傾向が見られる。

これらから、一般的に著しい被害が発生する可能性があり地震防災対策を推進する必要がある地域は、震度 6弱以上の地域とすることが妥当であると考ええる。

以上から、今回の震度に関する基準としては、「震度 6 弱以上」を採用する。

(留意事項)

本調査会で公表した 6弱以上の震度分布は、1kmメッシュ単位で表示したものであるが、これはそのメッシュ内の平均的なものを示すものであり、そのメッシュの矩形内が全て同一震度であるというものではなく、メッシュの境界線が震度の境界線であるというわけではない。

このようなことから、震度 6弱以上の地域については、震度 6弱以上のメッシュの位置を厳密に考えすぎるのは適当でなく、そのような震度のゾーンがどのように広がっているかを見るべきものであることに留意する必要がある。

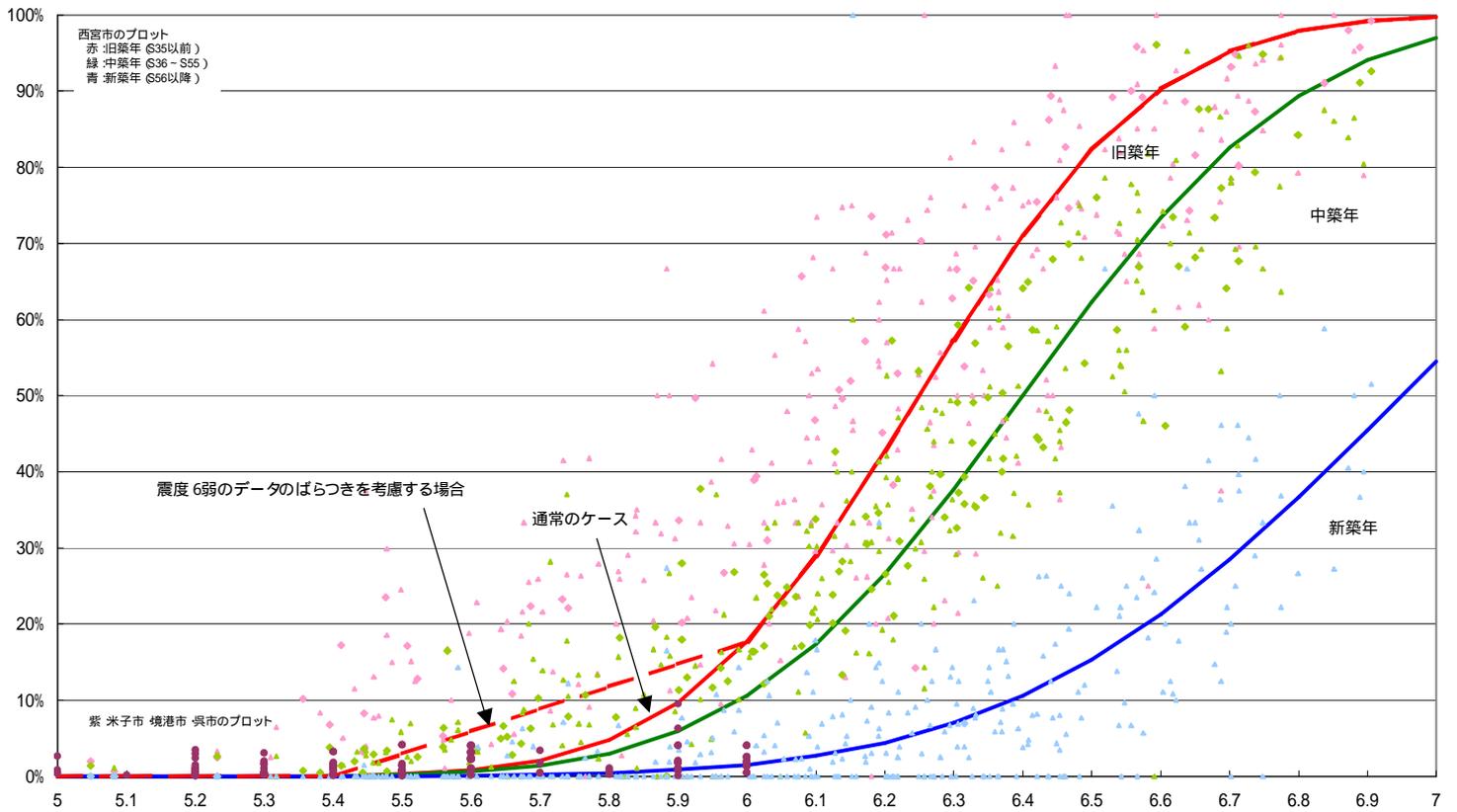


図1 木造家屋の全壊率

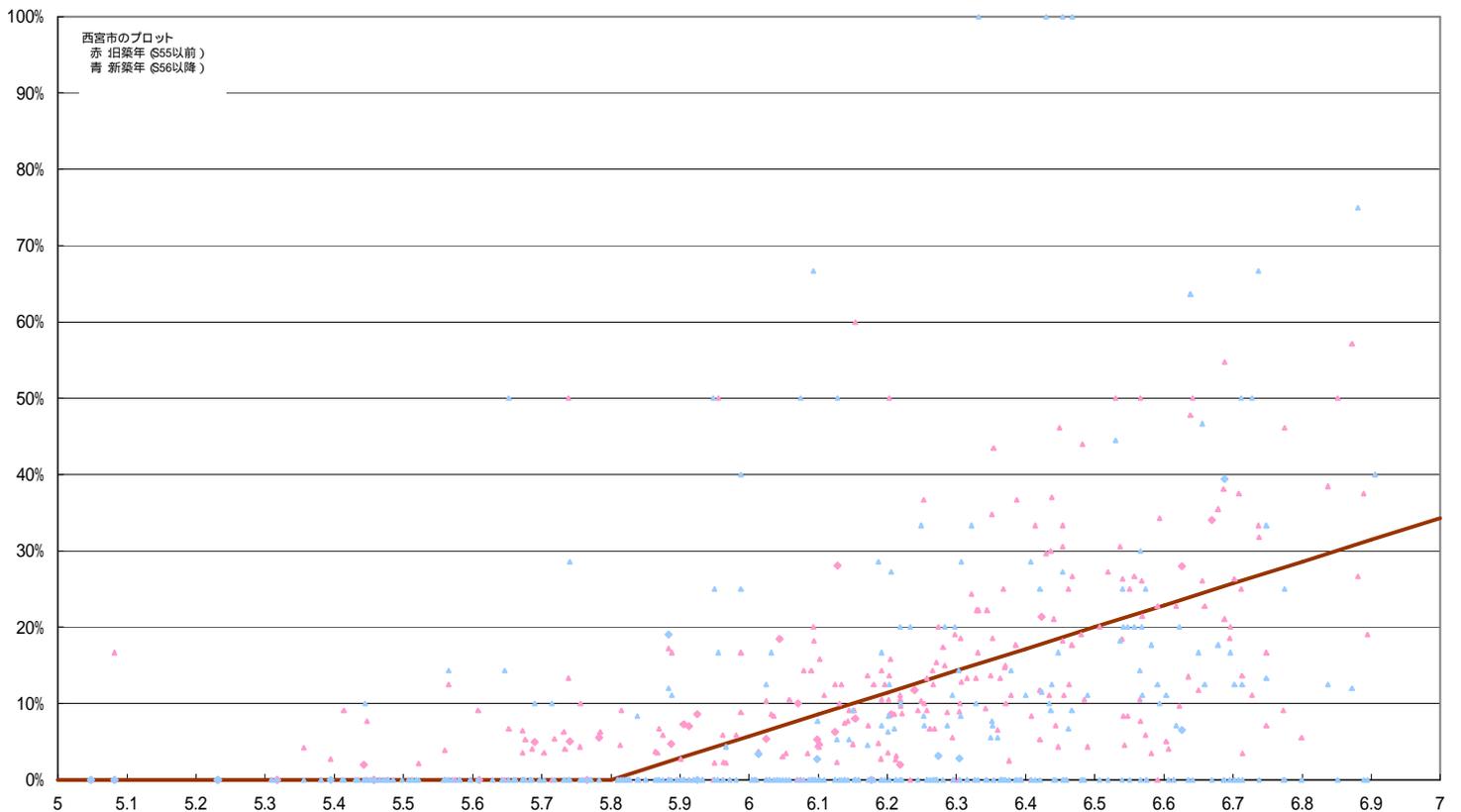


図2 非木造家屋の全壊率

表1 震度階ごとの土木・建築構造物等の被害の様相

項目		被害の様相				
		5弱	5強	6弱	6強	7
ライフライン	気象庁震度階級関連解説表	安全装置が作動し、ガスが遮断される家庭がある。まれに水道管の被害が発生し、断水することがある。 [停電する家庭もある。]	家庭などにガスを供給するための導管、主要な水道管に被害が発生することがある。 [一部の地域でガス、水道の供給が停止することがある。]	家庭などにガスを供給するための導管、主要な水道管に被害が発生する。 [一部の地域でガス、水道の供給が停止し、停電することもある。]	ガスを地域に送るための導管、水道の配水施設に被害が発生することがある。 [一部の地域で停電する。広い地域でガス、水道の供給が停止することがある。]	[広い地域で電気、ガス、水道の供給が停止する。]
	参考：阪神・淡路大震災時の実態 (土木学会「阪神・淡路大震災調査報告」による)	-	断水率は1～10%程度。(大阪府下の22市2町で23,738戸が断水)		断水率は90%程度。(阪神・淡路大震災時、兵庫県下で阪神・播磨地域の9市、淡路地域の1市7町で1,265,730戸が断水)	
		-		電柱の損壊・傾斜等による架空配電線の被害が発生。被害率は非液状化地域で3.7%、液状化地域で6.0%程度。	電柱の損壊・傾斜等による架空配電線の被害が発生。被害率は19%程度。	
地盤・斜面	気象庁震度階級関連解説表	軟弱な地盤で、亀裂が生じることがある。山地で落石、小さな崩壊が生じることがある。		地割れや山崩れなどが発生することがある。		大きな地割れ、地すべりや山崩れが発生し、地形が変わることもある。
	本調査会における被害想定手法 (国土交通省河川局砂防部による急傾斜地崩壊危険箇所データに基づく)	危険箇所として指定された急傾斜地のうち少数が、ランクB(崩壊確率10%程度)の危険度を有する。	危険箇所として指定された急傾斜地のうち少数がランクA(崩壊確率95%程度)、多くがランクB(崩壊確率10%程度)の危険度を有する。	危険箇所として指定された急傾斜地の半分以上が、ランクA(崩壊確率95%程度)の危険度を有する。	危険箇所として指定された急傾斜地のほとんどが、ランクA(崩壊確率95%程度)の危険度を有する。	
海岸構造物	本調査会における被害想定手法 (阪神・淡路大震災時の神戸・大阪の実態より設定)	-		水門の1/3程度が機能支障。	水門の1/2程度が機能支障。	

鉄道構造物	参考：阪神・淡路大震災時の実態 (土木学会「阪神・淡路大震災調査報告」による)	-		一部の高架橋の倒壊、鋼鉄製橋脚の損傷、桁の落下等。(脱線はほとんどない)	落橋・高架橋倒壊などの甚大な被害のほとんどは、震度7の地域内に存在。(停車中の2本を含む16本の列車が脱線)
道路構造物	参考：阪神・淡路大震災時の実態 (土木学会「阪神・淡路大震災調査報告」による)	-	名神高速道路等の高架橋において、RC橋脚の損傷、桁の段差発生等の被害。	阪神高速道路公団の湾岸線・神戸線等の高架橋において、RC橋脚の損傷に伴う桁の落下(落橋)など、甚大な被害が多数発生。	

jma intensity

HM35-TonankaiNankai0cr-average2-5km_0819_to1km_round_fix1_largest変形2_round_largest1224suwa.txt

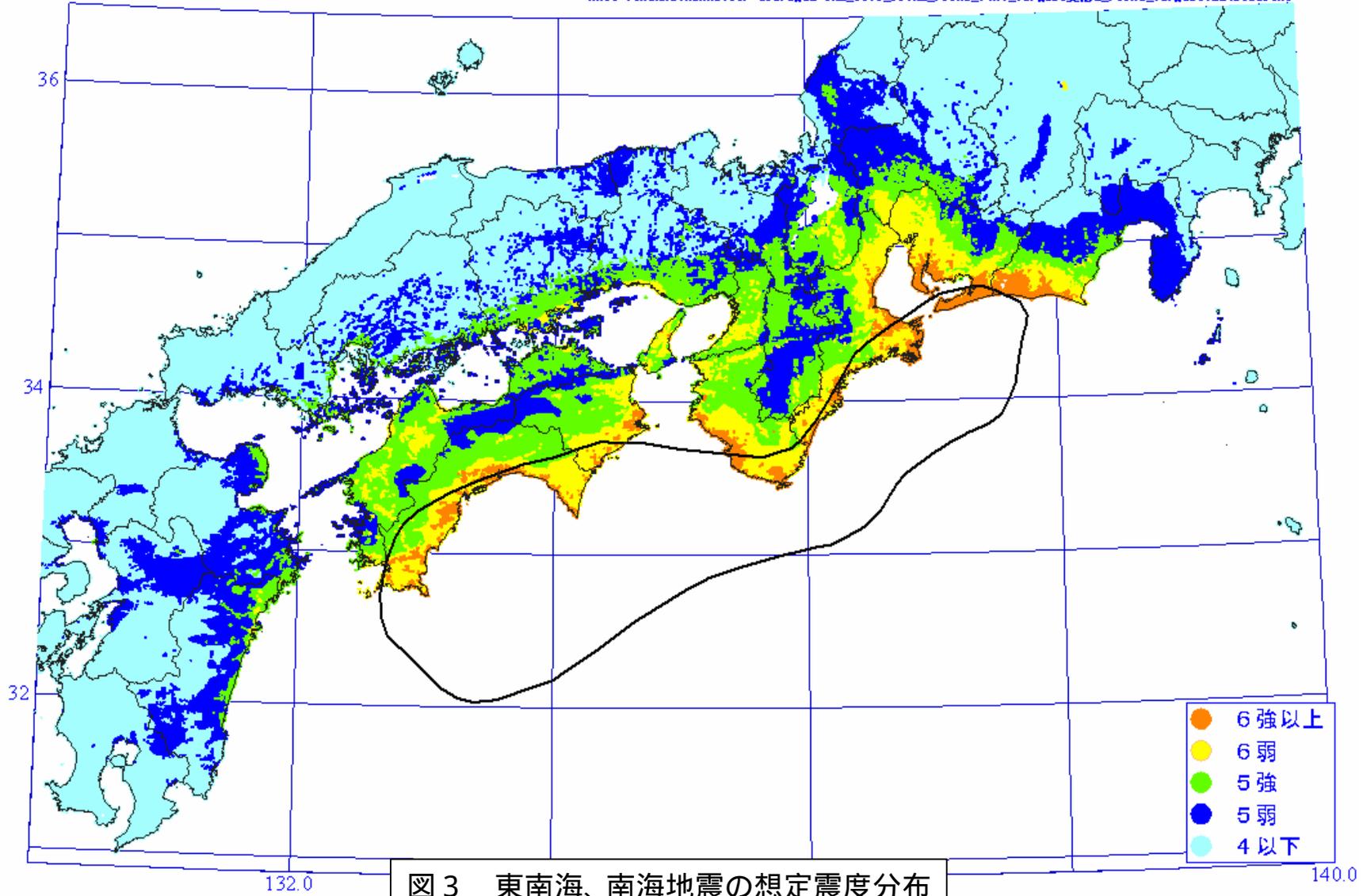


図3 東南海、南海地震の想定震度分布

(3)津波に関する基準について

1.津波の高さと被害との関係

津波による建物等の被害は、浸水深との関係が大きいとされている。

図4は、北海道南西沖地震と昭和東南海地震による津波の高さと死者率との関係を表したものである。図5は、明治三陸地震津波、昭和三陸地震津波、昭和東南海地震、昭和南海地震、北海道南西沖地震による津波の高さと死亡確率との関係を表したものである。これらによると、津波の高さが2~3m以上のところで、人命に被害が生じていることが示されている。

表2は、津波の浸水深と被害の程度を分類したものである。これによると陸上の浸水深2m程度では、鉄筋コンクリート造等の堅牢な建物は破壊されないが、木造家屋は全壊し始めるとされている。津波の浸水深2mは、海岸での津波の高さ3mとほぼ一致するとされており、このような状況も踏まえ、古くから海岸で3m以上の高さの津波が「大津波」と呼ばれてきたところである。

なお、海岸堤防等が十分整備されていれば、津波の被害は押さえることができると考えられるので、津波高に満潮位を加えた水位より高い海岸堤防が整備されている地域は、推進地域に含めないこととするのが妥当であるとする。

2.揺れと津波の複合災害について

阪神・淡路大震災等では、概ね震度6弱以上で水門等に機能障害や堤防等の海岸施設の被害が生じており、このような地域では海岸堤防が整備されていた場合でも浸水のおそれがあり、考慮する必要がある。

一方、震度の基準を6弱以上とした場合には、水門の機能障害等を受けるおそれにある地域は、すでに推進地域の基準を満たしている。

このため、津波の基準の適用にあたって、水門の機能障害等については特に考慮しないものとする。

3.津波到達時間について

強化地域では、警戒宣言時に人的な被害を軽減することに重点を置いていることから、津波からの避難に要する時間を考慮して、強化地域指定の基準として、避難が困難と考えられる津波が20分以内に来襲する地域内としている(津波が来襲するまでの時間は、高さ20cm以上の津波が海岸に来襲するまでの時間)。

一方、津波に関して推進地域を指定する趣旨は、的確な避難を行うための計画を作成することにある。この趣旨からすれば、津波到達時間によらず、大津波による被害を受ける可能性のあるところはずべて、避難計画を確実に作成する必

要がある。

このようなことから、推進地域の指定基準としては、津波到達時間は考慮しないことが適切と考える。

以上から、今回の津波に関する基準としては、

「大津波」(3m以上)もしくは満潮時に陸上の浸水深が2m以上の津波が予想される地域のうち、これらの水位より高い海岸堤防がない地域

を採用する。

(留意事項)

ゼロメートル地帯や地下街等地下空間利用が進んでいる地域においては、津波による氾濫が発生すると通常地域より多大な被害が発生するおそれがある。このような地域では、地域の実情を踏まえ、推進地域に準じた地震防災対策を検討する必要がある。

津波高さに応じた死者率

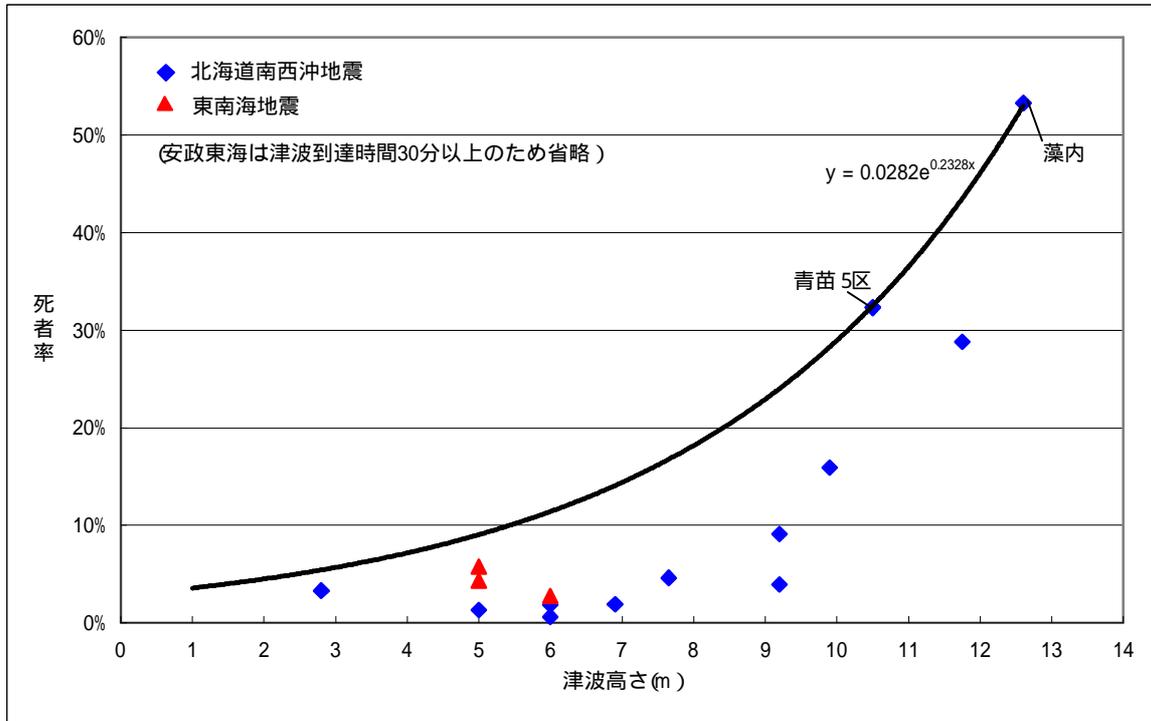


図4 津波高さに応じた死者率

▶ 津波の高さが高いところでも、死者率は70%程度である。

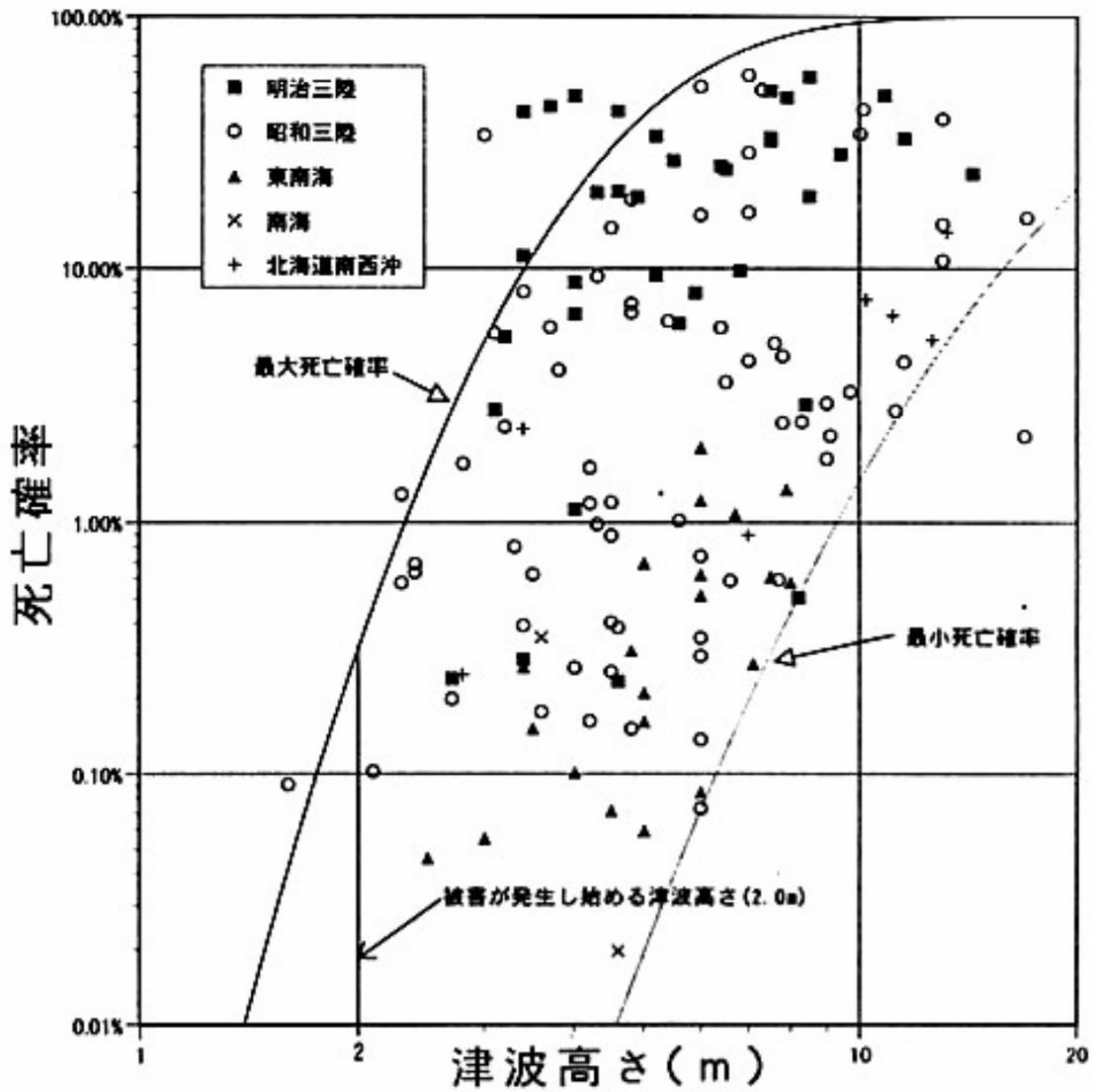


図5 津波による死亡確率曲線と津波被害事例との関係

出所) 河田恵昭「大規模地震災害による人的被害の予測」自然災害科学 16-1, pp3-13, 1997

表2 津波高と被害程度

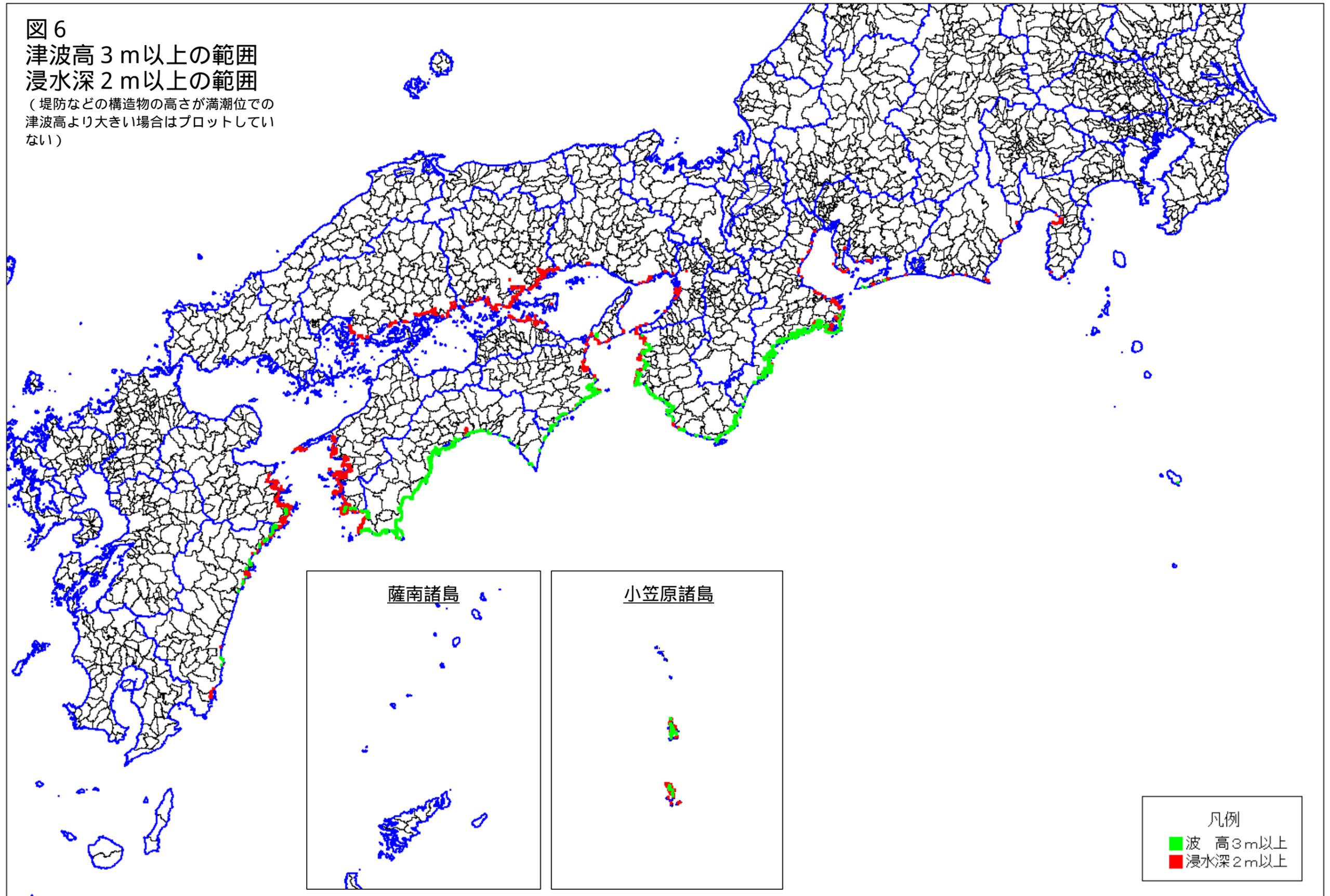
津波強度		0	1	2	3	4	5
津波高 (m)		1	2	4	8	16	32
津波形態	緩斜面	岸で盛上がる	沖でも水の壁 第二波砕波	先端に 砕波を伴う ものが増える。	第一波でも 巻き波砕波を 起こす。		
	急斜面	速い潮汐	速い潮汐				
音響				全面波砕による連続音 (海鳴り、暴風雨)			
					浜での巻き波砕波による大音響 (雷鳴。遠方では認識されない)		
						岸に衝突する大音響 (遠雷、発破。かなり遠くまで聞こえる)	
浸水深 (m)		1	2	4	8	16	32
木造家屋	部分的破壊	全面破壊					
石造家屋	持ちこたえる (資料なし)				全面破壊		
鉄・コン・ビル	持ちこたえる (資料なし)					全面破壊	
漁船		被害発生	被害率 50%	被害率 100%			
防潮林被害 防潮林効果	被害軽微 津波軽減 潮流物阻止			部分的被害 潮流物阻止	全面的被害 無効果		
養殖筏	被害発生						
沿岸集落		被害発生	被害率 50%	被害率 100%			
打上高 (m)		1	2	4	8	16	32

出所) 首藤伸夫「津波強度と被害」
(1992年、津波工学研究報告第9号 101-136)
をもとに作成

図6

津波高3 m以上の範囲
浸水深2 m以上の範囲

(堤防などの構造物の高さが満潮位での
津波高より大きい場合はプロットしてい
ない)



薩南諸島

小笠原諸島

凡例

- 波高3 m以上
- 浸水深2 m以上

(4) 推進地域の指定単位について

1. 防災対策の基礎単位は市町村

市町村は、基礎的な地方公共団体として、当該市町村の地域並びに住民の生命、身体、財産を災害から保護するための施策を行う責務を有している（災害対策基本法第5条）。

2. 一部の地区のみ著しい被害が生じるおそれのある市町村について

市町村の一部が「震度6弱」や「津波被害が生じるおそれがある」市町村については、著しい被害が生ずるおそれがある地域が現に存在することから、防災の観点からは、全く推進地域に指定しないという選択肢はないと考える。

市町村単位で指定するか、さらに詳細な地域を指定するかについては、市町村が防災の基本単位であること、また、字単位や町丁目単位などの地域を明確に指定することは技術的にも難しいことから、市町村単位で指定することが妥当であると考えます。

以上から、今回の推進地域指定の単位は、市町村とする。

(5)防災体制の確保等の観点からの指定について

例えば広域消防等周辺の市町村が連携して防災体制をとっている地域については、防災体制の観点から、周辺市町村が連携できるよう配慮する必要がある。

また、過去に発生した東南海・南海地震等で、特殊な地形の条件等により実際に大きな被害を受けた地域については、次の東南海・南海地震でも同様の被害を受けないとはいえないため、配慮する必要がある。

(6)推進地域の指定基準について

これまでの検討を踏まえると、推進地域の指定基準は別紙(案)のとおり。

推進地域の指定基準について(案)

(1) 震度に関する基準について

震度 6弱以上となる地域を基準とする。

(2) 津波に関する基準について

海岸での津波の高さ、陸上での津波の浸水深、海岸堤防の整備状況を考慮し、次の条件を満たす地域とする。

「大津波」(3m以上)もしくは満潮時に陸上の浸水深が2m以上の津波が予想される地域のうち、これらの水位より高い海岸堤防がない地域

(3) 推進地域の指定単位について

防災対策の基礎単位でもある市町村単位とする。

なお、市町村の一部地域について、著しい被害が生ずるおそれがある場合については、指定の単位は市町村単位とするが、対策については、各市町村の中で予想される被害に合わせた対応とすることも必要である。

(4) 防災体制の確保等の観点からの指定について

周辺の市町村が連携することによってはじめて的確な防災体制をとれる地域については、防災体制等の観点からこれを配慮した地域とする。

また、過去に発生した東南海・南海地震等で、特殊な地形の条件等により実際に大きな被害を受けた地域については、次の東南海・南海地震でも同様の被害を受けないとはいえないため、これを配慮した地域とする。

上記基準を満たす市町村は図7、表3のとおり。

(参考)

なお、これらによる推進地域の指定が、推進地域の周辺部等の防災対策が不要であることを意味するものではない。特に、長周期の地震動、地盤液状化、斜面崩壊等が個別の地域の地盤状況等によって発生しうるものであり、これらについては、推進地域に限らない全体の防災対策の中で検討していくこととしている。

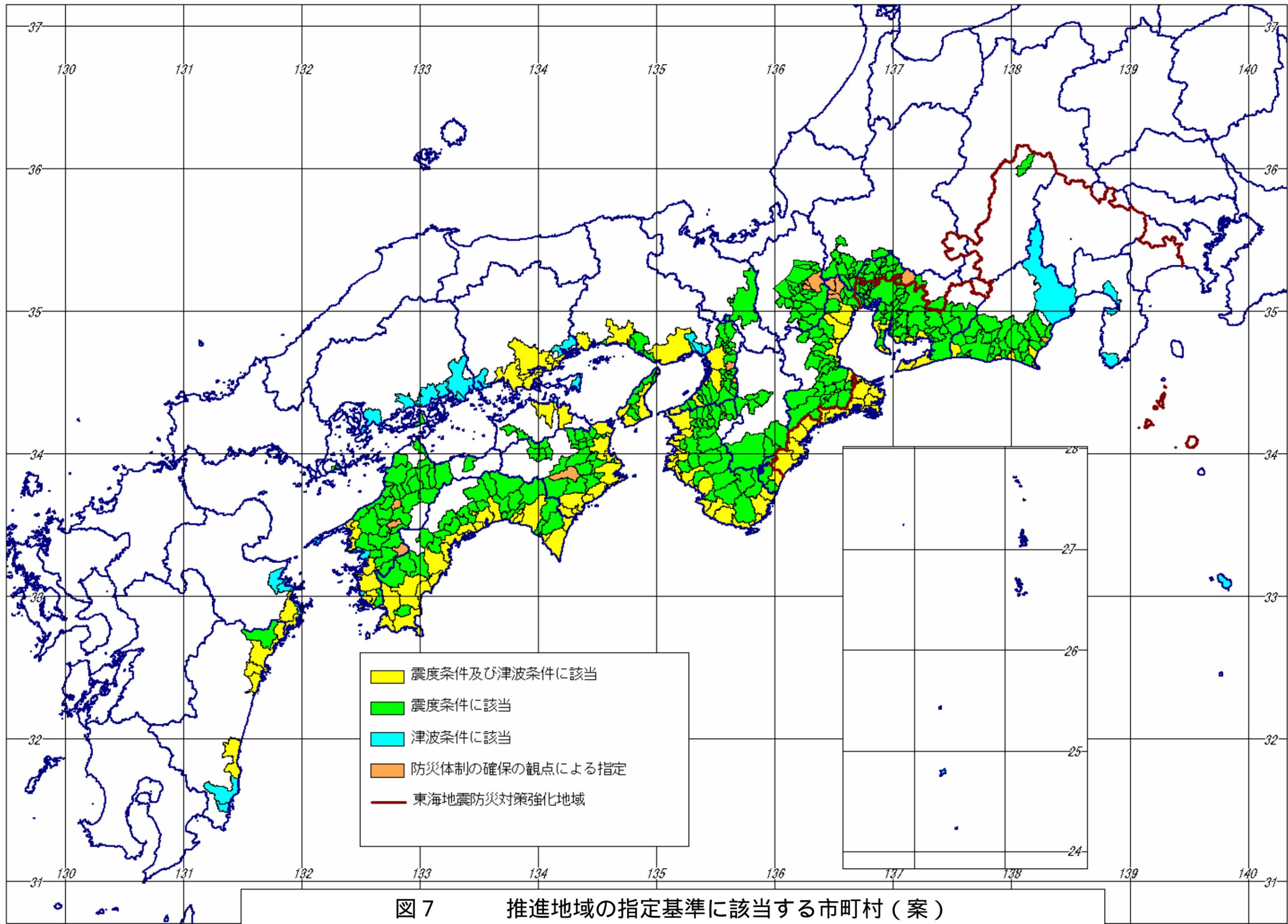


図7 推進地域の指定基準に該当する市町村（案）
 （地震：震度6弱以上、津波：津波高3mあるいは浸水深2m以上で海岸堤防が低い）

表3 推進地域の指定基準に該当する市町村一覧（案）

1都2府18県497市町村

東京都 (2)	八丈町、小笠原村
長野県 (1)	諏訪市
岐阜県 (12)	大垣市、羽島市、各務原市、海津町、平田町、南濃町、養老町、上石津町、垂井町、輪之内町、安八町、揖斐川町
静岡県 (36)	静岡市、浜松市、沼津市、島田市、磐田市、焼津市、掛川市、藤枝市、袋井市、天竜市、浜北市、湖西市、南伊豆町、大井川町、御前崎町、相良町、榛原町、吉田町、金谷町、大須賀町、浜岡町、小笠町、菊川町、大東町、森町、浅羽町、福田町、竜洋町、豊田町、豊岡村、舞阪町、新居町、雄踏町、細江町、引佐町、三ヶ日町
愛知県 (78)	名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市、瀬戸市、半田市、春日井市、豊川市、津島市、碧南市、刈谷市、豊田市、安城市、西尾市、蒲都市、犬山市、常滑市、江南市、尾西市、小牧市、稲沢市、新城市、東海市、大府市、知多市、知立市、尾張旭市、高浜市、岩倉市、豊明市、日進市、田原市、東郷町、長久手町、西枇杷島町、豊山町、師勝町、西春町、春日町、清洲町、新川町、大口町、扶桑町、木曾川町、祖父江町、平和町、七宝町、美和町、甚目寺町、大治町、蟹江町、十四山村、飛島村、弥富町、佐屋町、立田村、八開村、佐織町、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町、一色町、吉良町、幡豆町、幸田町、額田町、三好町、藤岡町、下山村、鳳来町、作手村、音羽町、一宮町、小坂井町、御津町、渥美町
三重県 (62)	津市、四日市市、伊勢市、松阪市、桑名市、鈴鹿市、尾鷲市、亀山市、鳥羽市、熊野市、久居市、多度町、長島町、木曾岬町、北勢町、員弁町、大安町、東員町、藤原町、菰野町、楠町、朝日町、川越町、関町、河芸町、芸濃町、美里村、安濃町、香良洲町、一志町、白山町、嬉野町、三雲町、飯南町、飯高町、多気町、明和町、大台町、勢和村、宮川村、玉城町、二見町、小俣町、南勢町、南島町、大宮町、紀勢町、御園村、大内山村、度会町、伊賀町、浜島町、大王町、志摩町、阿児町、磯部町、紀伊長島町、海山町、御浜町、紀宝町、紀和町、鵜殿村
滋賀県 (23)	彦根市、近江八幡市、八日市市、野洲町、水口町、土山町、甲賀町、安土町、蒲生町、日野町、竜王町、永源寺町、五個荘町、能登川町、愛東町、湖東町、秦荘町、愛知川町、豊郷町、甲良町、多賀町、米原町、近江町
京都府 (1)	京都市
大阪府 (35)	大阪市、堺市、岸和田市、吹田市、泉大津市、高槻市、貝塚市、守口市、茨木市、八尾市、泉佐野市、富田林市、寝屋川市、河内長野市、松原市、大東市、和泉市、柏原市、羽曳野市、門真市、摂津市、高石市、藤井寺市、東大阪市、泉南市、大阪狭山市、阪南市、忠岡町、熊取町、田尻町、岬町、太子町、河南町、千早赤阪村、美原町
兵庫県 (22)	神戸市、姫路市、尼崎市、明石市、西宮市、洲本市、芦屋市、加古川市、赤穂市、高砂市、播磨町、御津町、津名町、淡路町、北淡町、一宮町、五色町、東浦町、緑町、西淡町、三原町、南淡町

奈良県 (7)	五條市、吉野町、大淀町、下市町、十津川村、下北山村、上北山村
和歌山県 (48)	和歌山市、海南市、橋本市、有田市、御坊市、田辺市、新宮市、下津町、野上町、美里町、打田町、粉河町、那賀町、桃山町、貴志川町、岩出町、かつらぎ町、高野口町、九度山町、湯浅町、広川町、吉備町、金屋町、清水町、美浜町、日高町、由良町、川辺町、中津村、美山村、龍神村、南部川村、南部町、印南町、白浜町、中辺路町、大塔村、上富田町、日置川町、すさみ町、串本町、那智勝浦町、太地町、古座町、古座川町、熊野川町、本宮町、北山村
岡山県 (10)	岡山市、倉敷市、玉野市、笠岡市、備前市、日生町、牛窓町、邑久町、灘崎町、寄島町
広島県 (7)	呉市、竹原市、三原市、尾道市、福山市、音戸町、沼隈町
山口県 (1)	橘町
徳島県 (38)	徳島市、鳴門市、小松島市、阿南市、勝浦町、上勝町、佐那河内村、石井町、神山町、那賀川町、羽ノ浦町、鷲敷町、相生町、上那賀町、木沢村、木頭村、由岐町、日和佐町、牟岐町、海南町、海部町、宍喰町、松茂町、北島町、藍住町、板野町、上板町、吉野町、土成町、市場町、鴨島町、川島町、美馬町、半田町、貞光町、木屋平村、三野町、三加茂町
香川県 (7)	高松市、さぬき市、内海町、牟礼町、庵治町、仲南町、高瀬町
愛媛県 (46)	松山市、今治市、宇和島市、八幡浜市、西条市、大洲市、伊予市、北条市、東予市、土居町、小松町、丹原町、大三島町、重信町、川内町、久万町、面河村、小田町、松前町、砥部町、広田村、中山町、双海町、長浜町、内子町、五十崎町、肱川町、河辺村、保内町、三崎町、三瓶町、明浜町、宇和町、野村町、城川町、吉田町、三間町、広見町、松野町、日吉村、津島町、内海村、御荘町、城辺町、一本松町、西海町
高知県 (46)	高知市、室戸市、安芸市、南国市、土佐市、須崎市、中村市、宿毛市、土佐清水市、東洋町、奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村、芸西村、赤岡町、香我美町、土佐山田町、野市町、夜須町、香北町、吉川村、物部村、本山町、大豊町、鏡村、土佐山村、土佐町、伊野町、春野町、中土佐町、佐川町、越知町、窪川町、大野見村、東津野村、葉山村、日高村、佐賀町、大正町、大方町、大月町、十和村、西土佐村、三原村、
大分県 (7)	佐伯市、臼杵市、津久見市、上浦町、鶴見町、米水津村、蒲江町
宮崎県 (8)	宮崎市、延岡市、日南市、日向市、南郷町、門川町、北川町、北浦町

黒：地震動の基準 赤：津波による基準 緑：地震動及び津波による基準
青：防災体制の確保の観点による指定
カッコ内は該当市町村数

(参考)

東海地震の強化地域指定についての考え方 (平成14年4月)

(1) 震度について

現行は、震度6以上とされており、今回は、平成7年度以降に定められた震度階においてこれに相当する震度6弱以上の地域とする。

(2) 津波の高さの基準について

現行は、「大津波」(3m以上)を基準とされたところであるが、今回は、陸上における津波の浸水深、海岸堤防の整備状況及び津波からの避難の時間も考慮し、次の条件を両方とも満たす地域とする。

「大津波」(3m以上)もしくは満潮時に陸上の浸水深が2m以上の津波が予想される地域のうち、これらの水位よりも高い海岸堤防がない地域
地震発生から20分以内に津波が来襲する地域

(3) 強化地域の指定単位について

現行と同様、防災対策の基礎単位でもある市町村単位とする。

なお、市町村の一部地域について、著しい被害が生ずるおそれがある場合については、指定の単位は市町村単位とするが、対策については、各市町村の中で予想される被害に合わせた対応とすることも必要である。

(4) 防災体制の確保等の観点からの指定について

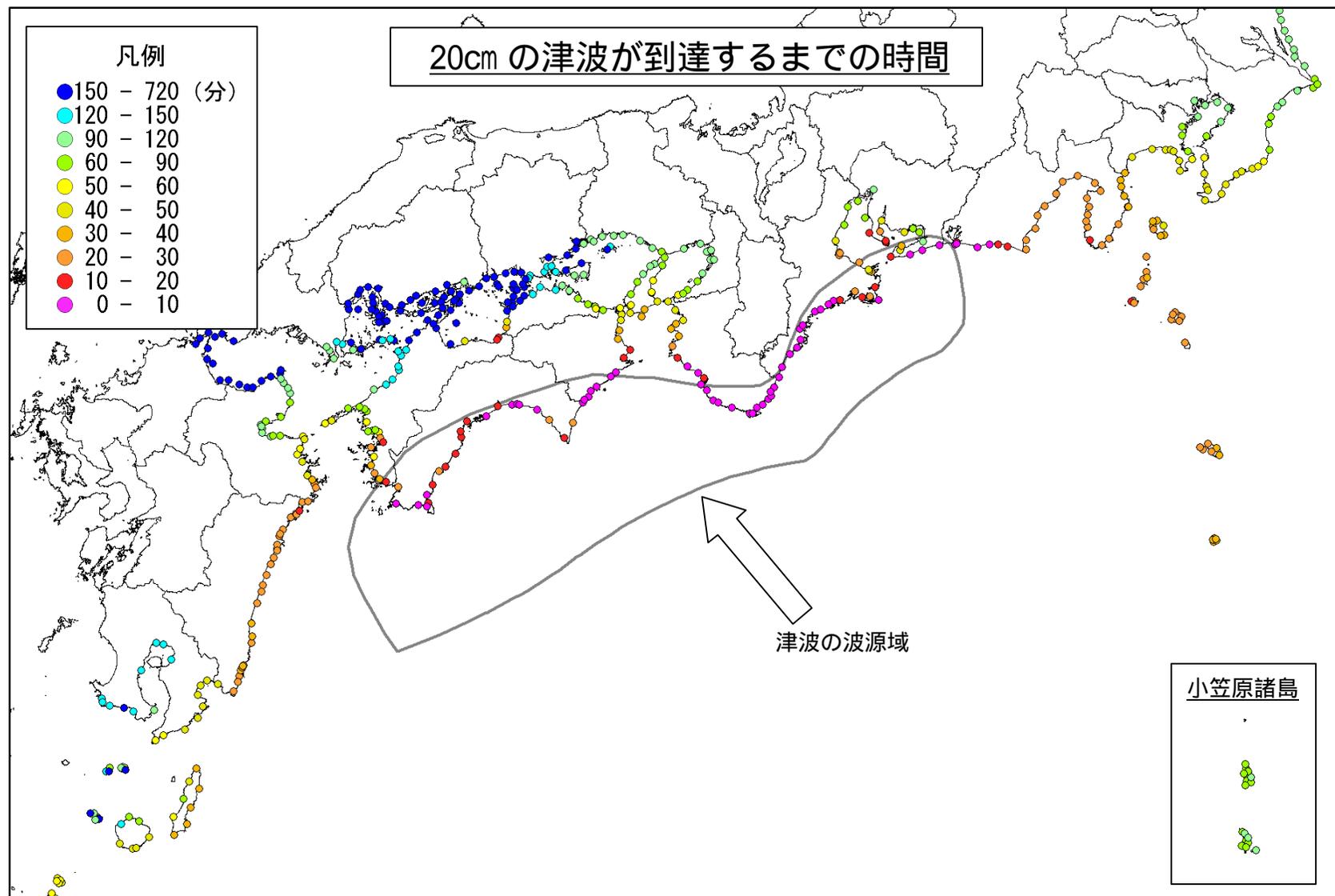
周辺の市町村が連携することによってはじめて的確な防災体制をとれる地域については、防災体制等の観点からこれを配慮した地域とする。

なお、現行の強化地域指定の際、こうした観点から追加指定した市町村については、今回においても同様に追加する。

(参考)

なお、これらによる強化地域の指定が、強化地域の周辺部等の防災対策が不要であることを意味するものではない。特に、長周期の地震動、地盤液状化、斜面崩壊等が個別の地域の地盤状況等によって発生しうるものであり、これらについては、強化地域に限らない全体の防災対策の中で検討していくこととしている。

(参考)



(参考)

大規模地震対策特別措置法の地震防災対策強化地域(強化地域)と
東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の東南海・南海地震防災対策推進地域(推進地域)の比較

	強化地域	推進地域
定義	大規模な地震が発生した場合に著しい被害が生ずるおそれがあるため、地震防災に関する対策を強化する必要がある地域	東南海・南海地震が発生した場合に著しい被害が生ずるおそれがあるため、地震防災対策を推進する必要がある地域
行動の規制	警戒宣言が発令された場合に、厳戒態勢をとる ・対象者の避難の実施 ・鉄道の運行停止 ・一般道、高速道路の通行規制 ・百貨店の営業停止 等	特になし
地震防災施設の整備	「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」に基づき都道府県知事が地震対策緊急整備事業計画を作成し、地震防災施設の整備を推進(補助率のかさ上げ)	他の地域と同様、「地震防災対策特別措置法」に基づき都道府県知事が地震防災緊急事業五箇年計画を作成し地震防災施設の整備を推進(他の地域と同様の補助率のかさ上げ)
地震防災計画の作成	地震防災基本計画(中央防災会議) 地震防災強化計画(強化地域内の地方公共団体等) 地震防災応急計画(強化地域内で不特定多数のものが出入りする施設等を管理・運営する民間事業者等)	地震防災対策推進基本計画(中央防災会議) 地震防災対策推進計画(推進地域内の地方公共団体等) 地震防災対策計画(推進地域内で不特定多数のものが出入りする施設等を管理・運営する民間事業者等(津波に係る防災対策を講ずべきものとして基本計画に定めるものに限る))